

## 【消費者被害救済の日欧比較】

——民事訴訟・ADR・行政規制；お互いから学べるもの——

"Civil Litigation, ADR and Regulatory Tools for Consumer Protection and Damage Compensation in Europe and Japan: What Can we Learn from Each Other?"

企画の趣旨：消費者被害救済については、日本では2013年12月に消費者裁判手続特例法が成立し2016年10月から施行されており、ヨーロッパでも2013年に集団的消費者被害民事訴訟についてのEU-Recommendationが成立し、同年消費者被害救済のためのADRについてのDirective, Regulationが成立している。このように消費者被害救済については近年立法の動きが活発であるが、これらの立法が果たして有効な消費者保護を提供する基礎を提供しているかは疑問なしとしない。そこで本シンポジウムでは日本・ヨーロッパからそれぞれ3名の実務家・研究者を招聘し、消費者保護および被害回復に焦点を当て、そのための様々な法的道具立てを分析しつつ、EUレベル・個々のEU加盟国・日本のそれぞれのアプローチを比較対照し、いかなる手段が機能し、いかなる手段は避けられるべきかを議論する。

開催日時：12月21日（木）15:00～18:00（場合により30分まで延長）

会場：神戸大学六甲台キャンパス・フロンティア館3Fプレゼンテーションホール<sup>1</sup>

使用言語：英語（通訳なし）

登壇者<sup>2</sup>：

- ① 中川丈久氏（神戸大学教授）：「行政的手法を用いた消費者被害救済法制度の現況」
- ② 八田卓也（神戸大学教授）：「消費者被害救済にかかる民事訴訟制度の現況と限界および消費者問題にかかるADR」
- ③ 佐藤則夫氏（金融庁企画課長）：「消費者被害回復について法制度、行政庁としての取り組み・考え方」
- ④ ローレンツ＝コデリッチ氏（ジョンソン・エンド・ジョンソン社内弁護士）：「消費者被害救済にかかるEUレベルでの法規制の政治的経緯」
- ⑤ ステファン＝フット氏（ベルギー、ルーヴェン・カトリック大学准教授）：「EUレベルおよび各EU加盟国レベルでの消費者被害救済に係る民事訴訟制度」
- ⑥ クリス＝ホッジス氏（イギリス、オックスフォード大学教授）：「ADR（とりわけオンブズマンシステム）の有効性及び、イギリスにおける行政的手法を用いた消費者被害救済」

<sup>1</sup> 第2学舎263教室に変更の可能性あり。

<sup>2</sup> 順番・タイトルは変更の可能性あり。